
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理
送信日時: 2020年10月8日木曜日 19:23
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
C C: sugi-will@jcom.home.ne.jp
件名: 埼玉県行政書士会東入間支部（富士見市商工会委嘱家賃支援給付金の相談と申請入力サポート支援チームの募集について）（お知らせ）
添付ファイル: 20201008富士見市商工会家賃支援給付金支援チームについて .pdf

各位

支部総務の杉本でございます。
常日頃より本会並びに支部の諸活動に多大なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、富士見市商工会様から持続化給付金等のオンライン申請入力サポートに引き続き、家賃支援給付金の相談と申請入力についてサポートをして欲しいとのご要望を頂きました。

当支部としまして、先に「家賃支援給付金についての研修会」を行ったばかりですし、何より、富士見市商工会様とこうした相互協力関係が継続できることは願ってないことと考えています。

そこで、「家賃支援給付金の相談と申請入力サポート支援チーム」としてご参加いただける方を募集いたします。

まだ詳細はこれから確定していくところも多くありますが、支援体制を構築するところから知見を持ち寄り、良い形に持って行ければと思います。
皆様のご参加をお待ちしております。

ご参加いただける方は、令和2年10月16日(金)までに、下記 URL にてお知らせください。

入力はこちらから↓

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdptNq8HajxBTv2sEPxzWyZvhvW9QevIZVCo-_m2jMx8u1Rsw/viewform?usp=sf_link

以上よろしくお願いいたします。

〒356-0052

埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303

すぎ法務行政書士事務所
行政書士 杉本 佳久

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/00d001d643cb%248fc9afb0%24af5d0f10%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/006101d69d5d%2403d4ded0%240b7e9c70%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

令和2年10月8日

埼玉県行政書士会
東入間支部員各位

埼玉県行政書士会東入間支部
支 部 長 前 田 清 海
(公印省略)

「家賃支援給付金の相談と申請支援チーム」の結成について

1、はじめに（この間の支部の取り組みと成果について）

東入間支部の皆さん、このコロナ禍の中、いかがお過ごしでしょうか。

東入間支部では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3月以降、無料相談会・総会・懇親会・暑気払いと支部行事は軒並み中止となり、毎月のように顔合わせしていた状況が無くなりました。

しかし他方で、新型コロナウイルス感染症故の取り組みがありました。

- ① 5月18日から9月28日までの祝日を除く毎月曜日、富士見市長の要請に基づき、「持続化給付金等新型コロナ関連施策に関する相談事業」に16名の支部員が、46組の相談者に対し67件の相談を行いました。行政の要請を受けて地元事業者の支援を行った支部は、県内23支部中唯一東入間支部だけでした。
- ② また、富士見市商工会の要請を受けて、7月の火・木曜日計8回、「持続化給付金の申請入力サポート」を35件行い、全て給付に繋げることができました。商工会の要請を受けて「持続化給付金の申請入力サポート」を行った支部は、東入間支部・西入間支部・狭山支部の三支部だけでした。
- ③ 8月26日（水）には、商工会と共同での「家賃支援給付金についての研修会」を、行いましたが、商工会との共同研修会というのは、他に例がなく、他支部からとても注目されました。

このように、この間の東入間支部の取り組みは際立ったものがあり、本会広報部から「行政書士埼玉」10月号への投稿依頼がありました。

2、「家賃支援給付金の相談と申請支援チーム」の結成について

先月25日（金）、富士見市商工会に県下一斉の案内・ポスター・チラシ等をお持ちした際、「会員の家賃支援給付金についての相談と申請入力サポートを東入間支部で担ってもらえないか」との依頼がありました。支部では、先に「家賃支援給付金についての研修会」を行ったばかりですし、何より、商工会とこうした相互協力関係が継続できることは願ってもないことであり、その場で支援チーム結成に努

力する旨約束しました。

また、富士見市相談会最終日の9月28日、富士見市産業振興課に、この間の相談事業についてのお礼を兼ねて挨拶に伺った際、商工会からの要請とこれに対応して支部で支援チームを作る予定である旨を伝えたところ、産業振興課からも「窓口に来られた相談者に案内をしたい」との申し出がありました。

このような形で、産業振興課と引き続き協力関係を維持できることは、支部にとっても有意義なことと思います。

家賃支援給付金の支給要件は、持続給付金と比較してかなりハイレベルです。賃貸借関係も様々な形態があり、それに応じた書類の収集が必要なことから、専門家の支援が持続化給付金以上に必要です。

- ・ 家賃支援給付金の申請経験のある方、又は
- ・ 相談を受けたことのある方、或いは
- ・ 力を貸して頂ける方、は是非とも支援チームの一員としてご協力いただきたいと思えます。

支援員としてご協力いただける方は、下記専用 URL にてお申し出ください。募集期限は10月16日（金）までといたします。

入力はこちらから↓

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdptNg8HajxBTv2sEPxzWyZvhvW9QevIZVCo-_m2jMx8u1Rsw/viewform?usp=sf_link

3、支援の方法や手数料等について

これらについては、支援チームのメンバーが確定した段階で、メンバーと支部役員会及び商工会とも連絡を取りながら決定したいと思います。

家賃支援給付金の相談と申請支援の業務は、対面相談を含む作業であり、コロナ禍の中でのこうした業務は、それ自体厳しいものですが、他方で事業継続への不安や倒産の不安を抱えた事業者と従業員そしてその家族の仕事と生活を支援するものでもあります。

支部員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上